

第 2 3 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和 4 年 4 月 2 6 日、午前 9 時、農業委員を足利市役所に召集し、第 2 3 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
1 0	星野雅彦	1 1	森山正和	1 2	河内義昭
1 3	長谷川良光	1 4	赤坂安一	1 5	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松崎茂夫、蓼沼克夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃 副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は 1 5 名全員であります。</p> <p>推進委員の出席は 1 9 名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第 2 9 条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べるすることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 4 号までについて</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について</p>
----	--

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第23回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時8分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

2番 桐生委員、9番 三田委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。それでは1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

始めに農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が2筆、面積が1,308㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が16件、筆数が29筆、面積が12,623.55㎡となっております。

合計いたしまして件数が18件、筆数が31筆、面積が13,931.55㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから7ページまでに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問等ございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。4月の申請件数は1件でした。

1番、申請地は、名草下町地内の田、976㎡です。譲受理由は、自宅に近く耕作に便利なためで、譲渡理由は、高齢で耕作ができないため手放した

いというものです。契約内容は所有権移転の売買です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議長

以上、3条許可申請1件です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

14番

14番 赤坂委員。

14番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の21ページをご覧下さい。

調査年月日は令和4年4月15日、金曜日、午前9時30分から、調査班は遠藤運営委員長を班長といたしまして、小山委員、森山委員、河内委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。譲受人の自作地については、合計20筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の自宅に近接しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

青木推進委員

ありません。

長竹推進委員

ありません。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の9ページをお開きください。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

4月の申請件数は2件、うち一般住宅1件、進入路1件でした。議案書の

後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。

では、議案書 22 ページをお開きください。

1 番、申請地は福居町地内の畑、241 m²です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積95.64 m²を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、農地区分は第2種農地です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

続いて、議案書 23 ページをお開きください。

2 番、申請地は羽刈町地内の畑、948 m²のうち221 m²です。施設の概要は進入路用地で、隣接する駐車場用地への進入路を設けたいというものです。申請理由は記載のとおりで、農地区分は第2種農地です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。現地の様子をご覧のとおり、すでに駐車場の進入路となっており、是正の申請となります。(モニター画面に投影)

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の10ページをお開きください。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。4月の申請件数は7件、うち一般住宅4件、太陽光3件でした。それでは、説明に入ります。

議案書 24 ページをお開きください。

1 番、申請地は大月町地内の田、2,536 m²ほか1筆、計3,144 m²です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル828枚を1,838.16 m²に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書 30 ページをお開きください。

2 番、申請地は本城一丁目地内の畑、303 m²ほか1筆、計493 m²です。施設の概要は一般住宅1棟で、雑種地137 m²の一部と一体利用し、延床面積108.33 m²を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第3種農地です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書31ページをお開きください。

3番、申請地は大月町地内の田、1,662㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル468枚を1,038.96㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書32ページをお開きください。

4番、申請地は名草下町地内の田、165㎡ほか1筆、計1,232㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル252枚を559.44㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書33ページをお開きください。

5番、申請地は大岩町地内の田、518㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、宅地168.81㎡と一体利用し、延床面積105.99㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書34ページをお開きください。

6番、申請地は堀込町地内の田、113㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、宅地351.50㎡と一体利用し、延床面積106.82㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書35ページをお開きください。

7番、申請地は羽刈町地内の畑、366㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積130.00㎡を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地です。調査書の各項目とも適正なものと判断します。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請7件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 森山委員。

11番

11番 森山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の25ページをご覧下さい。

調査年月日、調査班は、議案第1号と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、足利市内に本社を置き、太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大のために申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。

発電出力は380.8キロワットで、売電単価は税抜き11円、年間約400万円の売電収益となり、9年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、整地のみを行い、造成はありません。

水路と市道を挟んだ土地を事業地とした理由を尋ねたところ、同じ地権者であることと、541番地は面積が小さいため、2筆を一つの事業地として利用するほうが効率的と判断したとのことでした。なお、2筆の事業地を接続する電線は地中に埋設するため、法定外公共物占用許可が必要であることを確認しています。

また、市道大月町23号線が通学路に指定されていることから、工事の際には十分注意することと、防犯上の観点からも官地の草刈りをしっかり行うこと、砂利が水路に落ちることがないように念を押し、了解を得ました。

申請地は、東は道路、北は田、南は田、西は田および道路です。水路機能が維持されれば残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は大月町南部の第2種農地であり、申請人の実情から転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

松崎推進委員 特にありません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

4番 藤生委員。

4番 4番 藤生です。

小さい方の田の西側にある水路の管理について、譲受人に堀さらいや草刈りなどの対応を求めている。申請番号3番も同様で、この周辺は、私と桐生委員が主に耕作していて、実質2人で水路維持の作業をしています。作業をする際に、水路への進入がスムーズにできるよう、フェンスの位置も検討していただきたい。

2番 2番 桐生です。

私も同意見で、以前、譲受人は、草刈りや堀さらいの約束をしましたが、対応が見られません。事業地の地先管理は当たり前のことです。

主査 事業計画では、境界から50cm後退してフェンスを設置することとなっていますが、西側水路の維持管理のために、フェンスの位置に配慮が必要なことを譲受人に伝え、検討を促します。水路の草刈り等についても、念を押します。

議長 ほかに、意見はございますか。

10番 10番 星野委員。

10番 10番 星野です。29ページに無資産証明書が添付されていますが、理由を教えてください。

主査 この譲受人は、まだ新しい会社で、資産がない場合は無資産証明書が発行されます。太陽光発電の場合は、他に代替する土地がないことが許可要件の一つであるため、太陽光が設置できる土地の有無について、資産証明書で確認をしています。

10番 わかりました。

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。続いて2番から7番までを上程いたします。本件について意見を求めます。

14番 14番 赤坂委員。

14番 14番 赤坂です。

主査 7番の一般住宅ですが、奥に残る農地の進入路部分は農地のままだと思われませんが、進入にしか使えないので、道路扱いになるのではないのでしょうか。いずれ、進入のみに使われることとなるでしょうが、農地への進入路・通路に関しては転用が不要で、農業用施設として扱う協議となります。必要性が生じた際は、手続きを求めても良いと思います。

議長 それでは本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番から7番まではそのように決定いたしました。続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の12ページをお開きください。

議長 議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今回は令和4年4月28日公告予定分であります。

議長 議案書の13ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が5件で、面積は15,221㎡です。所有権移転はありませんでした。利用権設定の詳細につきましては、14ページと15ページに掲載しております。

議長 なお、1番については、新規就農の案件ですのでご説明いたします。議案書

36ページをお開きください。4月15日に開催された運営委員会の資料を掲載しております。申請人は大沼田町在住の非農家で、申請地を借り受け、露地なすの栽培を行うというものです。申請地は藤本町にある畑1,576㎡ほか、2筆計3,955㎡で、契約期間は4年間です。議案書36ページ右側から39ページまでに、営農計画書、位置図、地籍図、現地写真、利用権設定申出書を掲載しております。

以上、審議の後、承認をいただきましたら、4月28日付けで公告の手続きを行います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番を上程いたします。

本件は、運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

15番 遠藤運営委員長。

15番

15番 運営委員長の遠藤です。

新規就農について、運営委員会の実情調査の結果を報告いたします。

今回は、申請人からの農地の利用権設定の承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと、実情調査を行いました。調査年月日は、令和4年4月15日、金曜日、午後1時30分から、運営委員5名で調査を行いました。申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

申請人は大沼田町在住で、雇用就農により約2年間農業に携わり、独立を決意しました。品目は、指導体制、販路、投資額などを勘案した結果、露地なすに決定し、昨年、新宿町の農地で初めて栽培を行いました。

最初は不安だったそうですが、初めての収穫に感動したとのことでした。

一方、思っていたほど収入にならず、規模拡大の想いを強くしたそうです。

引き続き、JAの指導員や先輩農家に指導を仰ぎ、農業収入を安定させ、雇用時代よりも稼げるようになることが当面の目標、とのことでした。同居する子供も、昨年からは栽培に携わっており、12月頃には認定新規就農者の認定を受け、制度資金を活用し、農業用機械などを揃えたいそうです。

なお、土壌の水はけ対策として、暗渠を掘りたいとのことでしたので、地元の農業委員に聞きながら進めるようアドバイスしたところ、「ぜひ、情報交換していきたい」という言葉もあり、申請人に営農への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農および利用権設定を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長

本件について、意見を求めます。

平塚推進委員。

平塚推進委員

平塚です。この面積では、農業として成り立たないのではないのでしょうか。

議長

この方は、旦那さんもいて、兼業農家としての経営安定を目指しています。もちろん、本人のやる気も非常にあるので、もしかすると農業一本で、という

頼もしい存在になるかもしれませんので、皆さん、温かく見守ってください。
他に、ございますか。

3番 石橋委員。

3番 石橋です。なすは、繁忙期の作業が大変です。労働力は確保されているのでしょうか。

議長 旦那さん、娘さんのほか、親族がパートとして来てくれるそうです。JA足利なす部会にも入っており、指導を受けられる体制が取られています。

では、本件は計画のとおり決定することでご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 意義なしと認め、議案第4号 1番はそのように決定いたしました。
続いて2番から5番までを上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 意義なしと認め、2番から5番まではそのように決定いたしました。
以上で、本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 農地所有適格法人の報告書について、事務局の報告を求めます。

副主幹 議案書16ページの報告事項、農地所有適格法人の報告書について、ご説明いたします。その前に、お詫びがございます。農業委員の皆様の議案書につきまして、お手元の資料と差し替えをお願いします。ナンバー2の法人の、構成員要件の比率が間違っておりました。申し訳ありません。

では、報告させていただきます。今月は4法人から報告を受け、記載のとおり法人要件が満たされていることを、運営委員会でも確認いたしました。以上です。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

3番 石橋委員。

3番 石橋です。ナンバー3の法人の実態を教えてください。

副主幹 説明が不足しました。ナンバー3の法人は、約8年ぶりに報告書の提出がありました。農地所有適格法人は、売り上げの過半が農業であることが要件です。その場合は、所有する農地から生産した農産物の販売額をメインに、農業用資材などの製造・販売といった関連事業も売上に含めることができます。この法人は、提出された決算書を見ると、現在は農産物の売上がなく、資材の製造・販売が中心となっています。ですが昨年、社長が代替わりし、12月から所有するハウス内でねぎを栽培するために土づくりを始め、来週、定植の予定であることを事務局が確認しています。JA足利からもみ殻を購入したり、販路の相談もしています。ここは農振農用地で、農地の用途は農業のみであることも社長は理解し、自身で農作業に携わっています。今後の動向を注視していく、ということで報告書を受理したことをご理解いただければと思います。

議長 それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、3月28日に開催された常設審議委員会において、許可相当との答申を得、会長専決にて許可の決定と指令書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第23回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前9時58分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年5月25日

足利市農業委員会

2番委員

9番委員